

## 新宿区日常生活用具等給付等事業実施要綱

平成 19 年 2 月 2 日 18 新福障経第 1886 号福祉部長決定

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
  - 第 2 章 日常生活用具の給付（第 7 条－第 18 条）
  - 第 3 章 住宅設備改善費（第 19 条－第 25 条）
  - 第 4 章 点字図書等の給付（第 26 条－第 39 条）
  - 第 5 章 福祉電話の貸与（第 40 条－第 46 条）
  - 第 6 章 雑則（第 47 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年新宿区規則第 60 号。以下「規則」という。）第 31 条第 7 号に規定する日常生活用具等給付等事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語）

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

#### （日常生活用具等の対象等）

第 3 条 日常生活用具等（以下「用具等」という。）は、障害者又は障害児の日常生活の便宜を図るもので、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- (2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- (3) 製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

2 給付又は貸与の対象となる用具等は、次の種目に分類されるものとする。

- (1) 介護・訓練支援用具
- (2) 自立支援用具
- (3) 在宅療養等支援用具
- (4) 情報・意思疎通支援用具
- (5) 排泄管理支援用具
- (6) 住宅設備改善費

(台帳の整備)

第4条 区長は、用具等(第26条に規定する点字図書を除く。)の給付及び貸与の状況を明確にするため、日常生活用具及び住宅設備改善費給付・貸与台帳(第1号様式)を整備しておかなければならない。

(業者の選定)

第5条 用具等の給付及び貸与を行う業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な供給が確保できるような経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定しなければならない。

第6条 削除

## 第2章 日常生活用具の給付

(日常生活用具)

第7条 日常生活用具(以下「用具」という。)は、第3条第2項第1号から第5号までに掲げる用具で、別表第1に定める品目とする。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具は、前回の給付を行った日より別表第1耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は給付の対象外とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該期間を経過する前に、同一の用具を再給付することができる。

- (1) 機器の修理不能等により用具の使用が困難となった場合
- (2) 前項に掲げる場合において、再給付の方がより合理的かつ経済的効果が認められる場合
- (3) 同一の機器が、操作機能の改善等を伴い、新たな機器の方が障害者の用具の使用効果が向上する場合
- (4) 既に給付を受けた用具を紛失した場合

3 用具の給付は、一世帯当たり同一種目につき一件とする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(対象者)

第8条 用具の給付の対象者は、新宿区の区域内(以下「区内」という。)に居住する身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及び障害児で、別表第1対象者の欄に掲げる者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 現に障害者支援施設、障害児入所施設、救護施設、老人ホーム等(通所施設を除く。)に入所中及び入院中の者。ただし、用具の給付等により退所若しくは退院が可能となる者又は短期間の入院中の者は、この限りでない。
- (2) 重複障害者で、その障害程度が別表対象者の欄に定める障害程度以外の者
- (3) 自己の所有に係る家屋以外に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理者から用具の設置につき承諾を得られないもの
- (4) 同種の補装具又は用具を現に所有している者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる品目の給付については、前項第 1 号の規定を適用しない。

- (1) 歩行補助つえ
- (2) 頭部保護帽
- (3) 点字器
- (4) 人工喉頭
- (5) 収尿器
- (6) ストマ用装具
- (7) 人工鼻

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する対象者と障害の程度等が同等であると区長が認めた者については、同項の対象者とすることができる。

(給付の額)

第 9 条 用具の給付に係る額は、別表第 1 基準額の欄に掲げる額を上限とする。

2 用具の給付に係る額と受けようとする当該用具の額が、前項の基準額を超える場合は、当該用具の額と基準額との差額を当該申請者が負担するものとする。

(給付の申請)

第 10 条 第 8 条第 1 項に規定する対象者で、用具の給付を受けようとするときは、区長に対して、申請に係る用具を供給する業者が作成する見積書、医師の意見書その他の書類を添付して、日常生活用具・設備改善費・福祉電話申請書（第 2 号様式。以下「給付・貸与申請書」という。）を提出するものとする。

2 前項の場合において、同時に複数の用具の申請をすることができる。

(支給決定の通知書等)

第 11 条 区長は、前条の規定による申請を審査し、用具の給付を行う旨の決定を行ったときは、当該決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に日常生活用具及び住宅設備改善費給付決定通知書（第 3 号様式。以下「給付決定通知書」という。）及び日常生活用具及び住宅設備改善費給付券（第 4 号様式。以下「給付券」という。）を交付する。

2 区長は、用具の給付をしない旨の決定を行ったときは、当該申請者に日常生活用具等支給申請却下通知書（第 5 号様式）を交付する。

(給付決定の辞退)

第 12 条 給付決定者は、給付決定を受けた用具の給付を辞退するときは、速やかに区長に対して、給付券を添えて日常生活用具給付辞退届（第 6 号様式）により届けるものとする。

(給付券の再交付)

第 13 条 給付決定者は、給付券を破り、汚し又は失った場合は、当該支給決定者が、区長に対して、日常生活用具及び住宅設備改善費給付券再交付申請書（第 7 号様式）により再交付の申請を行うものとする。

2 前項の場合において、給付券を破り、汚した場合は、設備改善費給付券再交付申請書に、その給付券を添付するものとする。

3 給付券の再交付を受けた後、失った給付券を発見したときは、速やかにこれを区長に返還するものとする。

(支給決定の取消し)

第14条 区長は、次に掲げる場合には、当該給付決定を取消することができる。

(1) 給付決定に係る障害者等が、用具の給付を受ける必要がなくなつたと認めるとき

(2) 給付決定者が、用具の給付を受ける前に、新宿区の区域外（以下「区外」という。）に居住地を有するに至つたと認めるとき

(3) 第10条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき

2 区長は、前項の規定により給付決定の取消しを行った場合は、当該給付決定の取消しに係る給付決定者に日常生活用具及び住宅設備改善費給付決定取消通知書（第8号様式）を交付し、給付券の返還を求めるものとする。

(用具の給付等)

第15条 区長は、給付決定を行った用具の給付等を行う場合は、用具の製作又は販売を行う者（以下「業者」という。）に委託して行う。

2 区長は、第11条第1項の規定による給付決定をしたときは、業者に日常生活用具及び住宅設備改善費給付委託通知書（第9号様式）を送付する。

3 業者は、前項の通知書に基づき、当該給付決定を受けた用具を、給付決定者に引き渡すものとする。

(用具費の請求等)

第16条 業者から用具の引渡しを受けた給付決定者は、当該給付券に署名の上、当該業者に引き渡し、当該給付券に記載されている申請者又はその扶養義務者が支払うべき金額を当該業者に支払うものとする。

2 業者は、前項の給付券を添えて、日常生活用具及び設備改善費給付委託通知書に記載された公費負担金額を区長に請求するものとする。

(用具費の支給)

第17条 区長は、前条第2項の規定による請求があつた場合は、当該請求を審査し、速やかに支払うものとする。

(用具の管理)

第18条 給付を受けた用具の管理については、次のとおりとする。

(1) 用具の給付を受けた給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

(2) 用具の給付を受けた給付決定者は、用具の使用には最善の注意を払い、維持管理すること。

(3) 区長は、給付決定障害者等が、前号の規定による注意を怠つて給付された用具を破

損した場合には、再給付を留保することができる。

(4) 区長は、用具の給付を受けた給付決定者が、第1号の規定に違反した場合には、当該障害者及びその扶養義務者に対して改善を求めること。

(5) 区長は、用具の給付を受けた給付決定者が、前号の改善の求めに応じない場合には、当該用具の返還を求め、又は当該給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

### 第3章 住宅設備改善費の給付

#### (住宅設備改善費)

第19条 第3条第2項第6号に掲げる住宅改善費は、別表第2に定める品目を次条に規定する対象者の住宅に設置する費用又は住宅を改善する費用とする。

2 住宅改善費は、既に同一の住宅で、同一の品目の給付を受けている場合は給付の対象外とする。ただし、過去に別表第2に定める屋内移動設備の給付を受けた者が、区外に転出し、再度区内に転入する場合において、過去に給付した屋内移動設備を転入先住宅に設置する場合は、転入前住宅の撤去費用及び転入先住宅の設置費用を基準額の範囲内で給付する。

3 当該住宅の改善が、住宅の新築工事と同時に行われる場合は、給付の対象外とする。ただし、別表第2に定める屋内移動設備及び階段昇降機は、住宅の新築工事と同時に行われる場合においても給付の対象とする。

#### (対象者)

第20条 住宅設備改善費の給付の対象者は、区内に居住する身体障害者、知的障害者、難病患者等及び障害児で、別表第2の対象者の欄に定める者とする。

2 前項の規定に関わらず、同項に規定する対象者と障害の程度等が同等であると区長が認めた者については、同項の対象者とすることができる。

#### (給付の額)

第21条 給付額は、別表第2の基準額の欄に定める額を上限とする。

2 住宅設備改善費の給付と受けようとする当該住宅設備改善に要する額が、前項の基準額を超える場合は、当該住宅設備改善に要する額と基準額との差額を当該申請者が負担するものとする。

#### (給付の申請)

第22条 第20条第1項に規定する対象者で、住宅設備改善費の給付を受けようとする者は、給付・貸与申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 工事計画書

(2) 工事見積書

(3) 自己所有住宅以外の者にあつては、当該家屋所有者の住宅改善に係る承諾書及び当該家屋の賃貸契約書の写し

(規定の準用)

第 23 条 第 10 条から第 15 条までの規定は、住宅設備改善費について準用する。この場合において、用具の給付を住宅設備改善費の給付に、用具を住宅設備改善に読替えるものとする。

(工事完了届)

第 24 条 給付決定者は、給付決定通知書に基づき当該工事を完了したときには、工事完了後 2 週間以内に区長に住宅設備改善工事完了届（第 10 号様式）を提出するものとする。

(住宅設備の管理)

第 25 条 住宅設備改善費を受けた住宅設備の管理については、次のとおりとする。

- (1) 住宅設備改善費を受けた給付決定障害者等は、当該住宅設備改善費の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- (2) 住宅設備改善費を受けた給付決定障害者等は、住宅設備の使用には最善の注意を払い、維持管理すること。
- (3) 区長は、住宅設備改善費の給付を受けた給付決定障害者等が、第 1 号の規定に違反した場合には、当該障害者及びその扶養義務者に対して改善を求めること。
- (4) 区長は、住宅設備改善費の給付を受けた給付決定障害者等が、前号の求めに従わない場合には、住宅設備改善費の全部を返還させることができるものとする。

#### 第 4 章 点字図書の給付

(点字図書)

第 26 条 点字図書は、第 3 条第 2 項第 4 号に掲げる情報・意思疎通支援用具のうち、点字に点訳された図書で、視覚障害者、難病患者等及び視覚障害児が主に使用するものを言う。

(給付対象者)

第 27 条 点字図書の給付の対象者は、区内に居住する視覚障害者、難病患者等及び視覚障害児とする。ただし、法第 19 条第 3 項の規定する特定施設入所障害者を含むものとする。

(給付対象点字図書)

第 28 条 給付対象の図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

(給付の限度)

第 29 条 点字図書の給付は、給付対象者 1 人につき、年度内 24 巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除くものとする。

(点字図書給付対象出版施設)

第 30 条 点字出版施設は、別に定める点字図書給付対象出版施設（以下「出版施設」という。）とする。

(給付の額)

第 31 条 点字図書の給付に係る給付額は、給付対象者が必要とする点字図書の購入に要す

る額とする。

(給付の申請等)

第 32 条 区長は、点字図書の給付を受けようとする視覚障害者、難病患者等又は視覚障害児の保護者（以下「視覚障害者等」という。）の申出に基づき、当該申請者が給付対象者と認めた場合は、点字図書給付台帳（第 11 号様式）（以下「給付台帳」という。）に登録の上、実施するものとする。

2 申出者は、出版施設に給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書（第 12 号様式。以下「証明書」という。）の送付を依頼し、証明書を添えて区長に点字図書の給付を点字図書給付申請書（第 13 号様式）により申請するものとする。

3 区長は、申請者及び出版施設等の事項を審査し、点字図書の給付を行う旨の決定（以下「給付決定」という。）を行ったときは、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印の上、当該決定を受けた視覚障害者、難病患者等又は視覚障害児の保護者（以下「給付決定視覚障害者等」という。）に交付する。

4 区長は、点字図書の給付をしない旨の決定を行ったときは、当該申請者に点字図書給付申請却下通知書（第 14 号様式）を交付する。

(給付決定の辞退)

第 33 条 給付決定視覚障害者等は、前条第 3 項の規定による給付の決定を辞退するときは、速やかに区長に対して、当該証明書を添えて、点字図書給付辞退届（第 15 号様式）により届け出るものとする。

(証明書の再交付)

第 34 条 給付決定視覚障害者等は、証明書を破り、汚し又は失った場合は、当該支給決定視覚障害者等が、区長に対して、点字図書証明書再交付申請書（第 16 号様式）により再交付の申請を行うものとする。

2 前項の場合において、証明書を破り、又は汚した場合は、前項の申請書に、その証明書を添付しなければならない。

3 証明書の再交付を受けた後、失った証明書を発見したときは、速やかにこれを区長に返還しなければならない。

(給付決定の取消し)

第 35 条 区長は、次に掲げる場合には、当該給付決定を取消することができる。

(1) 給付決定に係る視覚障害者等が、点字図書の給付を受ける必要がなくなったと認めるとき

(2) 給付決定視覚障害者等が、点字図書の給付を受ける前に、区外に居住地を有するに至ったと認めるとき

(3) 第 32 条第 2 項の申請に関し虚偽の申請をしたとき

2 区長は、前項の規定により給付決定の取消しを行った場合は、当該給付決定の取消しに係る給付決定視覚障害者等に点字図書給付決定取消通知書（第 17 号様式）を交付し、

証明書の返還を求めるものとする。

(点字図書の給付)

第 36 条 証明書の交付を受けた給付決定視覚障害者等は、当該証明書及び証明書に記載された自己負担額を添えて出版施設に申込み、点字図書の給付を受けるものとする。

(点字図書費の請求)

第 37 条 給付決定視覚障害者等に点字図書の給付を行った出版施設は、前条の証明書を添えて、当該証明者に記載された公費負担額を区長に請求するものとする。

(点字図書費の支給)

第 38 条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、給付台帳と確認の上、速やかに支払うものとする。

(点字図書の管理)

第 39 条 給付を受けた給付決定視覚障害者等は、点字図書の使用には最善の注意を払い、維持管理するものとする。

2 給付決定視覚障害者等が、営利の目的を持って、給付を受けた点字図書を譲渡した場合は、区長は当該給付に要した費用の全額を返還させることができる。

## 第 5 章 福祉電話の貸与

(福祉電話)

第 40 条 福祉電話は、第 3 条第 2 項第 4 号に掲げる情報・意思伝達装置のうち、東日本電信電話株式会社が保有する電話回線を使用する固定電話で、第 42 条第 2 項の規定により区長から貸与の決定を受けた者が使用するものをいう。

(貸与の対象者)

第 41 条 福祉電話の貸与の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 区内に居住する聴覚障害者又は外出困難な重度身体障害者で、現に居宅において障害者本人及び同居する者が電話（携帯電話を含む。）を保有していない者
- (2) コミュニケーション、緊急連絡等の手段として区長が必要性を認めた者
- (3) 障害者本人及び属する世帯の市区町村民税の所得割額が、非課税の世帯の者

(貸与の申請等)

第 42 条 前条各号に該当する者で、福祉電話の貸与を受けようとするときは、区長に対して、給付・貸与申請書を提出するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請を審査し、福祉電話の貸与を行う旨の決定を行ったときは福祉電話貸与決定通知書（第 18 号様式）を、福祉電話の貸与を行わない旨の決定を行ったときは福祉電話貸与申請却下通知書（第 19 号様式）を当該申請者に交付する。

(貸与の契約)

第 43 条 前条第 2 項の規定により、福祉電話の貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定障

害者」という。)は、福祉電話使用貸借契約書(第20号様式)により、区長と契約を結ぶものとする。

2 貸与決定障害者は、福祉電話使用貸借契約書に記載されている事項を誠実に履行するものとする。

(費用の支払)

第44条 次に掲げる費用は、貸与決定障害者の負担とする。

(1) 例月の電話の使用に伴う回線使用料、通話料等の費用

(2) 第46条第1項の規定による貸与決定の取消しに係る当該福祉電話の撤去に係る費用

2 次に掲げる費用は、区の負担とする。

(1) 第42条第2項の規定により貸与した福祉電話の架設に係る費用

(2) 貸与決定障害者が、区内において住居を移し、引き続き当該福祉電話の貸与を受けられる場合における移設に係る費用

(3) 次条の規定による返却を行う福祉電話の撤去に係る費用

(福祉電話の返却)

第45条 貸与決定障害者が、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉電話返却届出書(第21号様式)を区長に提出し、貸与されている福祉電話を返却するものとする。

(1) 区外に住居を移した場合

(2) 死亡した場合

(3) 福祉電話を必要としなくなった場合

(貸与決定の取消し)

第46条 区長は、次に掲げる場合には、当該貸与決定を取消することができる。

(1) 第42条の申請に関し虚偽の申請をしたとき。

(2) 第43条第1項の規定による使用貸借契約に違反した場合。

2 区長は、前項の規定により貸与決定の取消しを行った場合は、当該貸与決定の取消しに係る貸与決定障害者に福祉電話貸与決定取消通知書(第22号様式)を交付し、福祉電話の返還を求めるものとする。

## 第6章 雑則

第47条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成19年2月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

2 この要綱の施行により、新宿区重度心身障害者(児)日常生活用具及び住宅設備改善費給付等要綱(昭和63年11月7日 63新厚原第1823号)及び新宿区点字図書給付事業

実施要綱（平成4年3月26日 3新厚原第5396号）は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附則（平成19年7月6日 新福障経第609号福祉部長決定）

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附則（平成19年9月21日 新福障経第1067号福祉部長決定）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則（平成20年2月28日 新福障経第1927号福祉部長決定）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年11月25日 新福障経第1298号福祉部長決定）

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、平成21年8月1日に遡って適用する。

附則（平成24年2月27日 新福障支第784号福祉部長決定）

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附則（平成24年3月27日 新福障支第855号福祉部長決定）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月29日 新福障支第880号福祉部長決定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年3月31日 新福障支第651号福祉部長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月2日 新福障支第499号福祉部長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成27年12月17日 27新福障福第1682号福祉部長決定）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則（平成28年3月25日 27新福障支第473号福祉部長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年7月18日 29新福障福第589号福祉部長決定）

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則（平成30年3月23日 29新福障経第2262号福祉部長決定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年9月28日 30新福障経第1129号福祉部長決定）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則（令和元年9月30日 31新福障経第5925号福祉部長決定）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則（令和2年3月27日 31新福障経第7177号福祉部長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年2月15日 2新福障経第2229号福祉部長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 (令和3年3月26日2 新福障経第2464号福祉部障害者福祉課長決定)  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 (令和4年2月4日3 新福障経第2082号福祉部長決定)  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 (令和5年2月6日4 新福障経第2175号福祉部長決定)  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式

第1号様式～第22号様式(省略)